

山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務に係る受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) 業務の名称

山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務

(2) 業務内容

資料「山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務仕様書」のとおり

(3) 設置期間

令和7年5月1日から令和12年4月30日まで

(4) 選定方法

公募型プロポーザル

3 提案最低金額

1,000,200円(5年間)

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 令和6年7月1日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿(以下、「参加資格者名簿」という。)に業種区分60「業務委託(企画・製作)」の種目コード02「看板」の営業種目について登録されていること。

なお、本実施要領等の公表時点において登録のない者が本要件を満たすためには、令和6年6月17日(月)までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行い、令和6年7月1日時点で登録されている必要がある。

また、既に参加資格者名簿に上記営業種目以外の営業種目で登録されている者は、令和6年6月24日(月)までに本市(契約監理課)へ営業種目追加の変更(競争入札参加資格審査事項等変更届)を提出することで、本プロポーザルに参加できるものとする。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限(令和6年6月21日(金))から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた者を除く。

- (5) 令和6年6月1日から遡って過去5年以内に、他の自治体において本業務と同種の広告付デジタルサイネージ設置の実績を有していること。

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望するものは、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出様式及び部数
- ア 参加意向申出書（様式第1号）1部
 - イ 導入実績（様式第5号）1部
- (2) 提出期限
- 令和6年6月21日（金）正午（必着）
- (3) 提出先
- 山口市総務部管財課（kanzai@city.yamaguchi.lg.jp）
- (4) 提出方法
- 電子メール（提出期限内必着）によりPDFデータで提出すること。
- ※件名は「山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務に係る参加申出」とすること。

6 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 質問の提出方法
- ア 提出書類
 - 質問書（様式第2号） - イ 提出方法
 - 電子メール（受付期限内必着）
 - ※件名は「山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務に係る質問」とすること。 - ウ 受付期限
 - 令和6年6月18日（火）正午（必着） - エ 提出先
 - 山口市総務部管財課（kanzai@city.yamaguchi.lg.jp）
- (2) 質問に対する回答方法
- 回答は、質問者名をふせて本市の公式ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>）に掲載する。
- ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、市公式ウェブサイトには回答せず、電話等により個別に回答する。

7 提案書等の提出

応募にあたっては、次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第3号）
- イ 企画提案書（任意様式） ※(2)の留意事項を参照のこと
- ウ 会社概要（任意様式） ※パンフレット等で可
- エ 導入実績（様式第5号）
- オ 貸付料の見積書（任意様式） ※(3)の留意事項を参照のこと。

(2) 企画提案書の留意事項

参加者は、本実施要領及び別紙「山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務仕様書」に基づき、下記のとおり企画提案書を提出すること。

ア 別に定める評価基準に則して内容が確認できるよう、以下の順を基本として構成すること。

- ① 設置する機器の仕様・特徴（パネル構成・サイズを含む）
- ② システムの操作方法
- ③ 来庁者の利便性や市民サービスの向上に寄与すると考えるコンテンツ
- ④ 広告主募集、広告審査の方法
- ⑤ 実施体制（障害発生時、問合せ時等）、安全対策
- ⑥ 業務実績
- ⑦ その他の有益な独自提案
- ⑧ 費用に対する考え方（広告料収入見込額とイニシャルコスト及びランニングコストの関係等）

イ A4版縦、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ 提案書類一式を上記（1）ア～オの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 見積書の留意事項

参加者は、本実施要領及び別紙「山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務仕様書」に基づき、下記のとおり見積書を提出すること。

ア 様式は任意とし、以下について留意すること。

- ① 宛名は山口市長とすること。
- ② 令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間の行政財産貸付料（消費税及び地方消費税相当額を含む）について、年度毎の内訳及び総額を記載すること。
- ③ 広告料収入見込額、イニシャルコスト、ランニングコスト及び提案価格（市に納入する貸付料）の内訳を記載すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

※郵送の場合は、提出期限内必着で、書留郵便又は配達証明できるものに限る。

(5) 提出期限

令和6年7月3日(水) 正午(必着)

(6) 提出先

山口市総務部管財課

(7) 提出部数

正本1部、副本8部

(8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 審議及び受託候補者の選定

(1) 評価委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定等は、「山口市物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領」に基づき設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）により審議を行う。

(2) 審議

評価委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより（3）の評価基準に基づき審査を行い、提案最低金額を満たした上で、審査において平均60点以上を得たもののうち得点の高い順に受託候補者を決定する。ただし、応募者が5者を超える場合、評価委員会は応募書類による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

ア 開催日時・場所 令和6年7月17日(水) (予定)

※ 日時及び会場については、別途応募者に通知する。

イ 発表時間 30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

ウ 出席者 3名程度

エ その他 プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

(3) 評価基準

応募書類の審査にあたっては、別紙「山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務提案書評価基準」により採点した結果を合計する。

(4) 選定方法

評価委員会は、評価結果を速やかに集計し、各評価委員の採点の合計点により応募者に優先順位を付与し、受託候補者の選定を行い、最も高い評価点を獲得した応募者が複数となった場合は、各評価委員の最高得点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全事業者に、結果を通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。なお、結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

9 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当した場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合
- (2) 企画提案書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が3で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) 複数の提案をした場合
- (7) プレゼンテーションに参加しなかった場合

10 契約の締結

- (1) 審査結果通知後、本プロポーザルで選定した受託候補者と協定書を締結し、企画提案をもとに業務内容、行政財産の貸付金額等について協議を行う。貸付金額については、実際の貸付面積に応じ再計算を行う等協議することとする。その後、協議が整い次第、随意契約により賃貸借契約を締結するものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約交渉時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(6) 受託事業者選定後、契約候補者が再委託先事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。なお、受託事業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。

(7) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

12 選定スケジュール（予定）

| 項 目 | 日 程 |
|--------------------|------------------------------------|
| 実施要領の公表 | 令和6年6月11日(火) |
| 参加意向申出書受付 | 令和6年6月11日(火)から 令和6年6月21日(金)正午まで |
| 質問の受付期間 | 令和6年6月11日(火)から 令和6年6月18日(火)正午まで |
| 質問に対する回答期限 | 令和6年6月20日(木) |
| 参加資格確認結果の通知 | 令和6年6月27日(木) |
| 提案書の受付 | 令和6年6月27日(木)から 令和6年7月3日(水)正午まで |
| プレゼンテーション日程通知 | 令和6年7月10日(水) |
| プレゼンテーション実施(評価委員会) | 令和6年7月17日(水) ※変更の場合あり |
| 結果通知発送及び公表 | 令和6年7月下旬予定 |
| 協定締結 | 令和6年8月上旬予定 |
| 賃貸借契約締結 | 令和7年4月末まで |

13 所管課（問い合わせ先）

山口市総務部管財課（庁舎管理担当）

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2731

FAX 番号：083-934-2667

E-mail：kanzai@city.yamaguchi.lg.jp